

米子市建設工事等入札・契約審議会議事録（平成26年度）

日時 平成27年2月13日（金） 午後2時から
場所 米子市役所本庁舎4階 401会議室
出席者 委員 松原雄平 竹下靖彦 西村正男 奥田正雄 岩浅美智子 小林玉青
事務局 上村総務部長 入札契約課 岡田課長 宮松課長補佐 柴田主幹
工事所管課 水道局 整備課 施設課 建築住宅課
維持管理課 土木課 農林課
議題 (1) 平成26年度上半期の発注状況について
(2) 入札及び契約の運用状況について（H26.4.1～H26.9.30契約分）

議事内容

〔午後2時開始〕

上村部長開会あいさつ

事務局 ただいまから平成26年度米子市建設工事等入札契約審議会を開催いたします。今回は、平成26年度上半期における入札状況についてご審議いただきたいと思っております。（平成25年度の下期分についてはメール審議とする状況になった事について説明を行う。）
それでは会議に先立ちまして事務局の方から自己紹介をさせていただきます。（自己紹介）
会議の進行につきましては、松原会長様よろしくお願ひします。

松原会長 本日は26年度の上期分の審議ということで、議題の一点目の平成26年度上半期の発注状況について、事務局から説明をお願いします。

竹下委員より、議事録（平成25年度上半期分）の訂正依頼

竹下委員 議事録の訂正をお願いしたいと思います。よろしいですか。7ページの中ほどの私の発言なんですが、2行目の栃木県というふうに前回発言しましたが、これは岐阜、岐阜市ですので、そのように訂正しておいてください。
事前に議事録の修正等の要請がなかったもので、そのまま掲示しておりまして、それで修正ができなかったもので、できたら事前に。あやふやな発言で大変申し訳なかったんですが、そのようにそこは訂正していただきたいというふうに思います。よろしくお願ひします。

事務局 はい、すみません。誠に申し訳ございません。こちらの方で会議が終わった後に議事録を作成した際に、誤って載せてしまったということで。議事録に栃木県となっていたのが、正しくは岐阜市ということでございますね。はい、こちらの議事録の方も訂正をしておきます。ありがとうございました。すみませんでした。
はい、それでは議題1。平成26年度上半期の発注状況についてという本日お配りした資料のですね、本日の会議の式次第が載っております文章の3ページを開いていただけますでしょうか。本日の審議関係に入ります前に、平成26年度上半期の落札率と発注状況を報告いたします。本日お配りしております資料の3ページということで契約金額・落札率の年次推移という…。

竹下委員 岡田さん。

事務局 はい。

竹下委員 25年度の下期の件は、もうそれで…。駄目ですか。

事務局 時間がありましたら、これが終わった後にそのことをお話させてもらって、何かありますかということで皆さんに時間をとっていたんですけど、そちらの方を先にしてしまうと、またこちらの方が残ってしまうような気になりまして、どんなものでしょうか。

竹下委員 第三者委員会に対する提案としてはおかしいんじゃないですか。

事務局 はい…。

竹下委員 まずは、昨年以降のものについてまずやらないと名前も何もないし、それをまた置いておいてというのは、時間の関係でそれがそのまま終わってしまう。

だから、前回私が昨年言ったのは2回ともやるんじゃないか、そういう時間をとるようにというふうに。私はそれが条件で前回の延期については了承したんですが。

会長どうでしょうか。25年度はいいですか。残り時間でやりますか。

松原会長 事務局の方はどのようなお考えでしょうか。

事務局 はい、先ほど言いかけましたけれども、今回の26年度上半期分の審議をしていただきまして。時間の都合もあるんですけども、それが終わった後に、メールでのやりとりだけでございましたので、25年度の下期について、何かそれについてのお時間をとらしてもらおうかなというふうに考えておったのですけれども。

松原会長 委員の皆さんいかがでしょうか。何か。

竹下委員 私が抽出案件を求められた時に抽出をしたわけですが、その中で最後に、入札の不調で随契等の工事内訳書が添付されてないし、その前は25年度の上期下期についての辞退者一覧をまとめて出されたいということで、メールで催促のお願いをしていたんですが、これについてはまったく答えていただけていないんですが。

本年の1月9日にメールで送信をいたしまして、25年度下期についての抽出案件と一緒に7番目の案件として、そのように要請をしたんですが。それでないと、最近の事例としては、辞退者が続出をして実際入札になってない、1社のみという状況になってるし、そういうところが非常に重要な資料なんです。

だから、辞退者はどれくらいな頻度でやってるのか、またその中で企業名はどういうところなのか、というのがないと、やめましたから結果的に1社しか残りませんでした、だけどそれは郵便なんで、それは競争入札に該当します。それはちょっとないんじゃないですか。

これは、何回も従来からの審議会の中でも、委員からその件について辞退者について一覧を作るようにというふうに以前も発言があったんですが。まあ、担当者の方はどんどん代わられておられると思うんですけども。

事務局 はい。結果的にですね、25年度下期分の皆さんから抽出していただいた案件に対して文章でのやりとりの回答作りとですね、今回の会議用の資料作成というところが精一杯ということで、メールでいただいております辞退者一覧につきましては作れていないのが実状です。はい、申し訳ございません。資料が作れていないという格好でありました。

それで、今回の質問の中に、疑問点の中に辞退届の理由はという質問に対しては、この会議の中で答えさせてもらおうと準備はしていたんですけども。

竹下委員さんがメールで依頼されておられました25年度ですね、26年3月までですね。今回の期間における辞退者一覧をまとめてください、辞退者及び回数というメールをいただいておりますけれども、作成する時間がなかったということでございます。こちらにつきましては、この会議が終わりましたら、直ちに作成したいと思っております。

- 松原会長 この審議会の委員の立場として、そういう要望をされたんですね。質問事項に対しては、常に真摯に答えていただく必要があると思いますね。ですので、この会議にはたぶん間に合わないだろうと思いますので、委員のご質問に対しては、やはり事務局の回答というのはきちんとしていただいて。
- それから、メール審議ではなく、もう一度年度内に審議が必要ではないかという意見が出てくる以上は、こういう会議はやらないといけないと思うんですね。
- ですので、そこはまた事務局の方でお考えいただきたいと思いますが、機会をまたお願いしたいと思います。
- 事務局 はい。申し訳ございませんでした。
- 上村部長 会長さん、申し訳ございませんでした。おっしゃるとおり事前にメールでもらっていたものについて資料をお渡しできなかったことは大変申し訳ありません。大至急、終わり次第、今日の会議に間に合いませんけれど、大至急、作って送らせていただきます。
- 今後、こういうようなことは二度とないようにしたいと思いますので、大変申し訳ありませんけれど、今日のところはご勘弁いただきたいと思います。
- 竹下委員 次回でいいんじゃないでしょうか。審議に移りましょう。
- 松原会長 委員の方から、次回の機会がいいんじゃないかというお話でございますので。事務局も非常に大変な状況にあるんだろうと思います。委員とお話し合いをしていただいて、またうちの方にもご連絡いただいて、対応をですね、決めたいというふうに思います。よろしいでしょうか。
- 西村委員 辞退者が多いというのはよくわかるんですが、鳥取県内ではどうなんですか。米子市は多い方なんですか。
- 事務局 入札不調につきましては、米子市、鳥取県に限らず全国的に発生しておるものでございまして、その背景とか原因ということはこの会議の中で、あとで説明をさせてもらおうと考えていた次第でございますけども。
- 松原会長 はい。ということで、また今後の対応につきましては、私の方から皆さまの方にお伝えしたいというふうに思います。
- 竹下委員 会長、報告について審議を始めましょう。
- 用意ができている26年度の上期から、事務局が提案されているところから再開ということはどうでしょうか。
- 松原会長 では、そういうことでよろしく申し上げます。

事務局

はい、ありがとうございます。ただいま竹下委員さんの方から26年度の上期ということで審議説明をしてくださいということでしたので、説明させてもらいたいと思います。誠に申し訳ございませんでした。

それでは、平成26年度米子市建設工事等入札契約審議会という、式次第を載せた資料のですね、3ページをお開きください。契約金額、落札率の年次推移が載っておるものがございます。平成18年度から21年度までは1年に1回ということでしたけれども、22年度からは年2回、上期下期というふうに推移を表した表でございます。工事の関係の表の一番下の段、平成26年度ということで4月1日から9月30日の欄を見ていただきますと、工事の入札、発注件数等といったしましては、上半期は127件、金額としましては34億4500万円ということで、平均落札率は単純平均で93.9%となっております。そのひとつ上の25年度を見ていただきますと、25年度の下期というところが93.0%、そのひとつ上は91.3%ということで、前回25年度の下期と26年度の上期で93%台ということで落札率が上がっております。きちんとした分析はできていないんですけども、先ほどから話が出ております入札中止が多くなり参加するときに、参加するのであれば利益率が高いといえますか、そういったところで、入札する業者さんの入札される金額が高い率になってきているのが去年の後半から今年の前半にかけての、こういった93%、93.9%なのかなというふうに推察しているところでございます。

次にその下、工事の随意契約分についてでございますが、件数は65件、金額は1億7200万円、平均落札率は単純平均で95%ございました。

次に4ページにいきまして、委託契約についてでございます。26年度はそれぞれの表の一番下を見ていただきますと、入札分につきましては発注件数93件で、金額が4億5400万円、平均落札率は単純平均で93.2%。その下が随契約分でございますが、19件、1200万円、平均落札率は95%という数字になっております。ただし、委託の方につきましては、分析等まではできておりません。

以上が、平成26年度上半期の発注状況の概要についての説明でございました。これが1番の議題についてです。以上です。

松原会長

はい、ありがとうございました。いかがでしょうか。26年度上半期の状況について何かご質問等。よろしいでしょうか。

はい、それでは、2番目、入札及び契約の運用状況についてですが、委員の皆さまから色々な案件を抽出いただいております。かなりの数になっておりますので、迅速に、しかしながら慎重にとり行うということで。

では、事務局さんから説明を。

事務局

はい、順番は、説明の順番はこの上から順番ということでよろしいでしょうか。

松原会長

そういうことで、下の方まで回らなくなるでしょうから。まずは委員の方からですね、それぞれの優先的に審議していただきたい案件があるだろうと思うんですね。ですので、それをですね、取り上げていただいて、優先的に進めた方がいいかなと思います。

ということで、いかがでしょうか。それぞれ委員の皆さんからいただいて、一覧表の右側に抽出された方のお名前が載っています。ここからですね。色々な案件がございますが…。

では、竹下委員。いかがでしょうか。

竹下委員 すみません。私いつもたくさん抽出しているんですが、抽出する理由というのは、工事費内訳書がどうなっているのかなというところが見たくて、特徴ある案件については。それで抽出をしているという前提があって、2件というのは確か原則という話ですから、2件というふうに言われると2件しか抽出できないということがあって、抽出については、そこらを今後は考えて欲しいというふうに思っております。

まず、私が考えてますのは米子のクリーンセンターです。No.38から40までなんですが、これは工事費内訳書が添付されていないんですが、随契でやったものは、そういうものはいらぬということ、金額が折り合えばそれで契約をするということなんですか。確か1社でもついていたという記憶をしているんですが。

事務局 随契の場合には、工事費内訳書については添付の必要がないというふうには、うちはそういった方針をとっております。

竹下委員 随契にはない。

事務局 はい。

竹下委員 そうしますと、ずっとこれから随契が建設以外に出ているわけですが、金額の内訳については、では私たちとしてはまったく知ることができないんですか。一式でいつでも書いてあるという形では。物品単価を詳細にという形で工事内訳書の中でやってもらわないと、ただここに記載をされてますというような状況でいきますとまったくわからない。ましてや、それがグロスで一式いくらという形で出ているので、検証の仕様もない、というふうに思うんですが。いかがでしょうか。

執行表はあるんですけれども、工事費内訳の明細書がないんですよね。工事費内訳書がなくてもこの金額だけでいけるんですか。

事務局 随契ということですか。

竹下委員 随契もそうですけれども、競争入札で1社しか入ってなくて、その場合も工事費内訳書は添付されていない状況です。

事務局 工事費内訳書は随契の場合だけないということで、なくてもいいということにしていますので。それ以外の入札については、必ず工事費内訳書はつけていただいております。ないと失格ということにさせていただいてるんですが。

竹下委員 それは、どこかにそういう随契に対する内訳書はいらぬという形であるんですか。どこに明記してありますか。

事務局 随契は、直接その担当課の課長さんが内申されて、その工種というよりも、この業者さんができるということで、何社か選ばれて、それでもって、その時点であとは金額と予定価格で低い方をというふうにしておりまして。入札のように、この金額の根拠はどういうものかというようなことまで求めておりません。入札については、必要だというふうにしておりますが、随契については、必要だとしておりませんので、米子市の方が。ですので、つけていただけないということです。

竹下委員 随契の場合は、130万円以下の少額については確かにそう言ってますが、私が言ってますのはNo.38のように、1億近い金額が工事費内訳書もなく、契約できるというのは、それはまさに、談合の最たるものではないですかね。だって、検証の仕様がない。業者がこうですといったらどう思われるのですか。

それとも、例えば1号の設備の修繕工事というのは、建設からもう十数年経っているんですが、もうちょっと経ってるかな。その間については、全然古い資料なんか残っていないと思うんですが、まさに業者の言いなりで、随契の場合はやられるんですか。結果的にそうなるのではないですか。

事務局 まず、そちらの38番ということをおっしゃったのですが、これが、確かに130万以下の1号ではなく2号ということで、特定の業者さんしかできないという、特別なものだということで、たまたまそのできるのが、内申されているのが1社ということなんです。その内申の機会において、この工事だといくらでできるかというのを設計の部署がしますので、担当課が中身は精査して、この金額は妥当であるということをしているので、その金額と業者さんが出される見積書とがどうなのかというのを入札契約課がみて、予定価格に達していれば落札。金額だけで判断をしているんですが、その前に担当課の方で、この金額は妥当だということで設計を組まれているというのがございますので、入札案件についても同じかもしれないんですが、見積もりの案件につきましても、もううちの方に入札契約で随契をするぞというもので、来た時点でもうすでに精査されているというふうに判断しておりますので。

竹下委員 くどうようですが、そうすると担当課で妥当だという判断をしたという記録そのものはどうなっているんですか。
業者と担当課長との、そのすり合わせといいますか、随契の金額が妥当だというふうに思慮する根拠は。

事務局 その予定価格を決める際に、担当課ではないんですが、色々な決め方があって、公表されている設計単価ですとかありますので、基本的には米子市は、県が使われているのと同じものを使っております。それで組み立てて、まるまる出す場合もあるかもしれないんですが、直接業者さんから複数見積もりを取って、それでも、その見積もりの中がどうかということで精査して、米子市の金額は、米子市がこの工事をするのならこれだけの金額ということで見積もったものを予定価格としていまして、実際これがどのような格好でこの38という案件が、どのような格好で予算額が出てきたかどうかは、ちょっとどちらに該当するのかわからないのですが。

松原会長 要はですね。竹下委員のおっしゃるところは、確かにこの工種が非常に特殊な工事であって、一般の企業、業者にはできない。ですから、特定の企業になってしまう。そこで、米子市の方が見積額を出して、ここが随契で、そこで出てきた見積価格が妥当であるというのを、どこかで確認できるようなものが必要ではないか。

ですから、当事者がこれを見られて、金額に鑑みて妥当な見積額であるし、適正な工事ができると判断をされますというようなものがどこかにないと、そこがなかなか理解できないんじゃないかなという話だろうと思うんですよね。

手続論としてはですね、手続きにのっとってやられてるだろうと思いますが、これは最終的にこういう審議会で見えていくと、そのところどうなんでしょうかというところですね。

事務局 直接担当課の方でないと、たぶんお答えできません。うちの方はもらった時点でこれは妥当な金額であるというところからスタートしておりますので、ここに至るまでどういう積み重ねでこの予定価格がいくらになったかというのが、こちらも妥当だということからスタートしてますので。

事務局 はい、38番の付せんのところ、ちょっと見てもらえますか、38番の裏のページですね。内申票ということで、工事担当課の方から、これはその業者でしかできませんよということで、2号随契なんです。そこのところの横ですね、見積調書の予定価格を一番下にあげております。税込みですので9514万8000円、これは税抜きですと8810万円ということで。米子市が8810万円の税抜きの予定価格をとっております。それで業者さんの方から見た見積書が、8600万円ということで、ここでうちの方が把握しているということで入札契約課の方ではおるんですけれども、はい。その8810万円が妥当かということになりますと、それは、入札契約課の方からは答えられないので、工事担当課の方になろうかと思うんですけれども。予定価格は、ここまでの範囲でうちの方は予定価格をとりまして、業者さんから出た数字が予定価格より下回っているのも、もちろん、大きな数字の開きがあればおかしいかなと思うかもしれませんが、うちが8810万円、業者さんからの金額が8600万円というところでつき合わせて比較をしているということで、随契、2号随契も問題なんですけれども、そういった見積調書というものをつけております。

竹下委員 再度聞きますが、そのやりとりは情報公開条例で出てくるんですか。公開請求すれば。まさか、文書不存在ではないでしょうね。私が言っているのは、市民でも検証できるような、そういう根拠のもとで随契がやられてますかどうかと訊ねているのです。予定価格を出してますから、その範囲でありますからという形になると、それは随契の本来の目的を果たさないじゃないですか。言っている意味がわかりますか。随契であればなんでもいい、知らなくてもいい、担当課が了解してるからそれでいい。そういうことですか。

事務局 そういうことではないですね。

竹下委員 いや、先ほどからの答弁を聞いていると、契約課にあがってきたものはこの金額だ。しかし、それは予定価格の範疇だから契約課の方としては、それで執行するしかない。こういう論ですよ。じゃあ、担当課と業者とのやり取りをした、そういう根拠を示すような資料がありますか、ないですかというふうに私は訊ねているんです。仕組みではなくてね。

事務局 随契の場合も入札契約課を通して、うちの方が窓口になってするんですが。何もない状態ですのではなくて、金額が抜いてある設計書を渡して、これで見積もってくださいということで、一枚ものなんですが、金額が書いてある見積書というものを出示してもらって、ですので、入札のときの入札書に変わるものなんです。

もともとのその基本的な予定価格イコール設計金額なんです、その金額が妥当かどうかを、誰が検証しているかというお話だと思うんですが。

竹下委員 随契に関してはね。

事務局 はい。

竹下委員 後は、一般競争入札がでできますから。

事務局 はい、妥当かどうかを…。ですので、竹下委員がおっしゃったように、確かに金額での対比しかできていません。ただ、うちの方に来た時点でもうすでに米子市が設計書を作ってますので、金額が入ったものを。その積み重ねが設計金額になってイコール予定価格になっておりますので、そこの中に入るということは、業者さんを入札のときに、色々金額が違っても同じ入札額になるのと同じような格好にはなるんですが、何かしら米子市の予定価格として入っている金額よりも低かったり高かったりするんでしょうけれども。ただ、合計すると、積み重なるとその予定価格に結果として入るということは、その金額で妥当にこの工事ができるんだろうと判断するというので、随契をしているということなんです。

竹下委員　　そうすると、随契に関しては、市民はまったくそこらへんの検証というのは、ここだけでなく、それはできるんですか。

事務局　　金額…だけは…。

竹下委員　　いやいや、業者と担当課長とのすり合わせをやっている、妥当だというふうに判断をして、そしてそこで見積もりが出てくるという話でしたが、その妥当だと判断をされたやりとりというのは、根拠文書というのはあるんですか、ないんですかというふうに聞いているんです。

事務局　　まず、その予定価格がどうなのか、契約できるかどうかというのは、入札契約課でそういう見積書というものを出示してもらいますので、それでやります。その前の段階ということでしょうか。

竹下委員　　いや、私が言っているのは、この金額で随契でやって、それじゃあ問題ありませんという形でいってるんならば、なんら審議をする必要がないので。
じゃあ、随契でどんどん特殊工事をやれば、JVでやるような金額になっても、それは可能だということですね。

事務局　　随契の場合は、条件を整えば可能ということがあります。さっきおっしゃったように1号以外はすべてそれぞれの中身も、内容で、性格でどうなのか、2号、3号、4号、9号まであるんですが、それらで判断していますので、どれかに当てはまれば可能ということになります。

竹下委員　　私ばかり時間をとっては申し訳ないので、それはまた別の機会の審議会で本当にそれでいいかどうか、十分にこれから考えますので、あと委員会として見解を出してもらえばそれに従ってもらうしかないのではないかとこのように考えておりますので。時間とりましてすみません。

松原会長　　米子市の手続論でいくとですね、この話は平行線なんですよね。やはり随契の、それからこの金額が競争性のないままになっているわけです。ですから、そこは慎重にですね、担当課がこの金額で、これでやれるんだ、しかも特殊な工事であるというようなところを評価して、これでよろしいでしょうというような何かはここは必要でしょうということなんです。そうでないと、まったく審議できないですね。金額が折り合っているかということなんですね。そこを懸念されているわけですね。
ですので、少しそらのシステムをですね、考えていただいた方がいいんじゃないかなと思いますね。手続き業務をですね。ということで、これはまた米子市の方でご検討いただくということでいかがでしょうか。これだけの金額ですので、はい、それでは、いかがでしょうか。

岩浅委員　　28番をちょっと抽出したんですが。

松原会長　　28番。

岩浅委員　　ちょっと初めてだったのでよくわからないところがあって教えていただきたいと思ったことは、適用欄に最低制限価格により失格という企業が7社ありまして、最低制限価格をクリアした業者さんが3社あって、そのうちの1社が落札なさったということなんですけれども、その落札されたA社が9640万円、入札金額ですけれども。そして、最低制限価格をクリアされた上から6番目のB社との入札金額の差額は10万円です。それから、下から2番目のC社との差額は、こちらの方がA社よりも40万円減という入札になっていて、それで何が知りたいかという、この案件の最低制限価格はいくらになっているのかということをお教えいただきたいと思います。よろしくお願ひします。

事務局 はい、その表のですね、一番下のところから三つ上ですね、最低制限価格、最初の数字は税込みです。かっこして税抜き。これが最低制限価格です。はい、9637万1000円。ですから、金額が低くても、低すぎると最低制限価格を下回る、千円でも下回ると失格扱いとさせてもらってます。上は予定価格、下は米子市が設定している最低制限価格。この間の中で一番低いところが落札、契約をさせてもらうということでございますので、C社は最低制限価格を下回っているということで、最低制限価格と予定価格の中で一番低い金額は、A社だったという、そういうケースでございました。はい。

岩浅委員 それで、もうひとつ、その最低制限価格の設定計算式というのを前にもらっていて、平成23年度という分の計算式。土木と建築に分かれて計算式をいただいているんですけども、この最低制限価格設定の見直しとかそういうようなことはこれまでにあるんでしょうか。

事務局 はい、最低制限価格については見直しをしております。当初は80%ぐらいからスタートしていると思います。これは米子市だけではなくて、国とか県とかですね。その後、国、県とかが85%ぐらいになって、米子市も、同じような形でやっていこうということで。最低制限価格、ダンピング防止ということで、あまり低くても粗悪な工事になるということで最低制限価格というのは国、県、市でも用いられるようになったんですけども。

見直しもございました。例えば現在ですね、土木系の工事ですと、直接工事費10割、共通仮設費10割、現場管理費が10分の9、一般管理費が10分の3というふうになってはいるんですけども。以前は、現場管理費が10分の7ですかね、10分の2上乗せして10分の9、一般管理費は10分の1上乗せして10分の3というような見直しもかけておりますし、直近では、建築系の工事なんですけれども、電気工事の算式が、全体的に90%前後なりの式になっているんですけども、電気工事について80とか80を切るようなところだったもので見直しをして、現場管理費の部分の割合を高めて90%に近づけるような、そういった見直しは、適宜、状況を見ながら、必要に応じて見直しはしているところでございます。

岩浅委員 はい、ありがとうございました。

事務局 すみません、補足で。21年の4月にそれまで上限85%としてきたものを撤廃していますので、工事関係は。だいたい90%くらいになるあたりの計算、普通に計算すると90%になるような状態になると思います。委託の方は、そのまま85%の上限がありますが、21年の4月からは工事関係は85%という上限を撤廃しております。

松原会長 よろしいでしょうか。

岩浅委員 はい、ありがとうございました。

松原会長 それでは、いかがでしょうか。

西村委員 先ほどと同じようなところばかり私も選んでいるんですけど、さっき言われたように、失格者が多いと。それと工事費内訳書なんですけれども、いつも見ているんですけども直接工事というのは、だいたい普通どこも同じようにかかってくると思うんです。

あと、それ以外の経費というのは、その規模によって色々かかるところが違ってきますが、最終的に工事価格というのは、だいたい皆さん同じような金額に、まあコンピュータが同じようにやられていると思うんですけど、そのへん、あまりこの中の数字というのは、前にも聞いたんですがあまり重要視は。どうなんでしょうね。最終的に工事にかかって終わった後、中身と照らし合わせるというようなことはないですか。

事務局 あとからということでも、照らし合わせるということはありません。総額でいくらというところでの比較で、先ほど言った予定価格と最低制限価格の中の一番低いところを落札業者として決めますので。仮に千円低くても、そういった数字を入れた業者さんについては、残念ながら失格扱いとさせていただきますし、工事費内訳書も一緒に入札書と出してもらおうようにしてはいるんですけども、その工事費内訳書の中身までは、実際は分析していないというのが実状でございます。

西村委員 工事価格だけを最終的には重要視したいと。

事務局 そうですね、合計ですね。入札書の金額。工事費内訳書の合計金額をみております。

国の方が、4月1日から建設業法と入札契約適正化法を改正されるということで、今まで義務づけておられなかった国の方が、工事費内訳書というものを簡易なんですけれども、これから作っていかれる作業をされているようで、これを受けて全国建設業協会さんですとか。ですので、国がもしこれを全部使われ始めて、これでもって何かをされるようなことがあれば、その時点で、米子市もそれを参考にさせていただくことになるかと思いますが。

現状やはり、工事費だけでという格好でないと、事業ができないという内部事情もございまして、工事費内訳書の精査をさせていただくことはできないということで。ただ、将来的にこのままかという、もしかしたら、させていただく状況になるかもしれないです。はい。

松原会長 よろしいでしょうか。

岩浅委員 今のことで少々お聞きしたいというか中身を、その内訳をあまり重視しないというお話だったんですけど、141番の案件で、最初に抽出したときには、3社でくじ引きにより落札をしたということしかわからなくて、内訳はどうなっているのかなと思って抽出したんですけども、結局、入札金額が3社とも同じ金額でして、しかもそのうち、落札されたのはD社なんですけれども、E社とF社は私が見ますとまったく中身が、まったく数字が一緒なんです。以前、前回の時には計算、予定価格とかですね、そういうのから逆算して計算したら、コンピュータではじきだす数字があるんじゃないかというお話を聞かせてもらったんですけど、まったくこの2社については中身のそれぞれの金額がまったく一緒で、たまたまそのD社は合計が一緒だったということなので、中身も同じところもありますけれども、かなり金額の違いがあるということです。

このようなことを言ったらきりがないのかもしれないかもしれませんが、先ほどからの話で。例えば何社かの業者さんが同じように計算を逆算してやって、中身が全部、まあ数値、数値は一緒なんですけれども、そういう計算方法で算出するというやり方はどうなんだろう、というか現状それが行われているわけなんですけれども…。

詳しいことはわからないのですが、実際これぐらいかかるものなのかどうなのかも、私もまったく素人でわからないのですが、比較検討というか、そういう合計がもちろん一番大事かもしれませんが、そういう要素というのは必要ないものなのでしょうか。

- 事務局 はい、No.141番ですね。富士見町東福原線ほかカラー舗装工事の入札ということで、岩浅委員さんの方から、3社の入札価格が同一でくじになった理由はということで、こちらの方に抽出してもらっております。
- 見てのとおりといいますか、この案件は3社さんが入札に参加されて、3社さんとも総額自体が同額だったために、くじ引きによって落札者を決定したものでございます。このカラー舗装工事というものが、まず、工事内容自体が特殊なものではなくてですね、設計金額イコール予定価格なんですけれども、土木系の分は設計に使用する積算単価はすべて公表されておりますので、設計する期間も、どこが設計しても、誰が設計しても同じ金額になるという金額が出しやすい内容の工事ということです。
- それでも、米子市の場合には郵便入札でございますので、予定価格を事前に公表しておりますので、あとは先ほど言われた最低制限価格がいくらになるか、式だけを当然載せておりますけれども、最低制限価格がいくらかというところで3社さんともびたりとあてられたというところです。ただし、その工事費内訳書の各項目で2社が同じ内訳金額ということで、1社が違った金額ということですが、調整の仕方の違いによるのではないかというふうに思っておりました。
- 松原会長 工事費内訳書だけでみますよね。項目ごとには少し差があって合計額が確かに一緒という場合に、業務が終了後にですね、どこにどういうふうな執行をしたのかというようなチェックが、そういうのは実際やってないですか。
- 事務局 はい、そういうチェックはしてないですね。
- 松原会長 トータルの金額が一緒ということですね。どこに手厚く、どこにお金を、バランスをとって、本来ですと積算の根拠に従って執行していくはずですよ。何か工事の品質というの考えると、そのあたりが各社によって違うんじゃないかなという気もするんですが。そこはもう、見積もりどおりの工事で作ってもらえれば特に何も、あとは…。
- 事務局 あとは、完成検査で合格ができればということなんですけれども、例えばその工事費の内訳が、例えば資材費とかですね、人件費とかは会社によってまちまちでございまして、そういった工事費の内訳書に数字に書いてある金額が、イコールその会社の最終的な実績の数値ではないのかなというふうに思っております。
- 松原会長 はい、いかがでしょうか。

竹下委員 基本的には、たまたまその141を開いてますんで、工事費内訳書を見てもら
うと、岩浅委員が言ったように一番どん尻の金額だけ合わせている。あとはどこ
で調整するかと言ったら一般管理費なんですよ。

それで、特に私が工事費内訳書を見たいというのは、こういう形で本当に会社
がそれで、要するに一般管理費が企業の純利益という、あとは材料費等をどれだ
け値切って仕入れるかという金額があるにしても、このように対比をすると、ど
こで調整をやっているのかというのが如実にわかる。以前ありましたけれども、
一般管理費ゼロ円という調整をした工事種別がありました。で、よく聞きましたら、
いやそれは役員の給料や報酬を出してませんので削りましたというような話
だったんで、ここが一番調整をやる、一番ドン尻だけ、今何をするのかといた
ら、予定金額に近いところでどこで言い当てるか、もうそこになっているん
ですよ。相対的に。競争入札じゃなくて。1回目ではさーっと決まってしまう。私
たちが最初来た頃は、1回目は成立しなくて、2回、3回の入札があるというのが
ざらでしたけど、今は一発なんですよ。だからもう全体的には、競争入札その
ものがどうなんだという、形骸化されているのが実態の状況なんですよ。で
すから、ここで業者は調整できる。

だから、私が毎回言ってるように手書きと印字との違いがあるにしても、下か
ら金額を書いていけば、だいたいもうそれは本命でない限りはそれで通る。本命
になった場合は、やっぱりちゃんと内訳書を出さないといけませんので。で、何
件か本当はデータベースにしていけば、この一般管理費を見るだけでも本当に正
しい入札になっているかどうかというのは、私は推測できると思うんですけど
も。今の現状の中では、こういう状況です。

先ほど随契の場合は、工事費内訳書を徴求してないという話でした。であるな
らば、Gの105と水のGの1と水のGの4も一般競争入札なんですけど、なんで
これは工事費内訳書がないんですか。

事務局 これは、工事ではないです。工事ではなくて委託ということで内訳書は出して
いただいてません。要求しておりません。

竹下委員 委託の場合はいらないという根拠は、随契と全く同じ扱いでいいですか。

事務局 そうですね、委託という性格上、工事と委託の性格の違いということで出して
いただいてないです。

竹下委員 そうすると、今、Gの105の入札執行表ですけども、ここを見ると落札額
が1654万円、ところが一番安い札を入れたのがG社で794万5000円、
もちろんこれは失格になりますが、本当はここの内訳書を見たいんですよ。ど
うしてこういう金額が出るのか。

だから、今後の改善としては一番最低入札金額業者と、そして落札業者との対
比をとれば一目瞭然なんですよ。で、昔でいけば安かったら絶対この会社が落札
できたわけです。今は、それが最低制限価格を私が知っているのは70からだ
んだん値上げをしてきて、そして、80から85。ひどいところは90というふ
うにしてるところもあるんですけど、本当にここなんかは大手ですよ。それ
がこの金額でできる。で、1社だけかと思いましたが、H社、ここは815万。
2社もこれだけの安い金額を出している。というのは半分以下なんですよ。そ
れでできるという、そういう工事内訳書が見れたらぜひ見たいとは思ってるん
です。開札してから一番安い金額を入れている業者にやっぱり任意で、工事積算
根拠という形を求めれば、対比できるんじゃないかなというふうに考えておりま
す。いかかでしょうか。

松原会長 いかがでしょうか。非常に低価格の…。

事務局 はい。Gの105は奥田委員さんが、他の落札率に対して低いのはなぜかという質問で抽出していただいております。この設計業務につきましては、一般競争入札の公募式で行ったものでございます。落札率は76.94%、最低制限価格も76.6%ということで、最低制限価格自体も低いんですが、工事に係る測量調査等業務委託につきましては、以前は最低制限価格を導入していなかったんですけども、落札率が低い40%、50%になるということで、この状況では業務の品質確保に問題があるということで、米子市の場合には平成22年度から工事関係の業務委託につきましては、最低制限価格を適用しております。

最低制限価格の算出式につきましては、国のモデル案と同じものを使っております。その業務の種類によって式の違いはあるんですけども、入札書を見ていただくと、先ほど竹下委員さんが言われたように、一番低いところは794万5000円、一番上は2150万円で、低すぎるところは最低制限価格で失格になっているということで、先ほど言いました最低制限価格と予定価格の間で一番低いところが落札しているんですが。

工事と委託がひとつ違うところがございます、工事の場合には、予定価格自体は事前に公表しておりますが、業務委託については、予定価格を事前公表していません。ということで、その予定価格を公表していませんので、そのラインがわからないので予定価格を大きくオーバーすることがありますし、逆に予定価格を低く見積もってしまえば、最低制限価格も低くなって、今回のような、この件につきましては3社が、最低制限価格よりも低すぎて失格となったということで、回答する準備をしていたんですけども。

奥田委員 あ、Gの105を抽出したんですけども、一般競争入札ということで珍しいんじゃないかと思ったんですが、これは、一般競争入札ということになった理由とかいきさつは何かあるんですか。

事務局 工事とか業務委託もですけども、まず米子市の場合は、市内の経済の活性化ということで市内業者さんに優先に入札に参加してもらっております。ただし、その工事とか業務委託の内容によっては、市内業者さんでは無理な場合とか、特殊な業務だったりとか、特殊な機械が必要だったりということがありますと、市内業者さん向けではなくて一般競争入札ということになったりも…。

ということもありますけれども、今回の米子市の防災無線施設というこのGの105は、担当課の方から市内業者さんでは無理ではないだろうかというところで、広く一般に公募するというようにしたものでございますけれども。

事務局 補足なんですけど、市内業者さんを対象としないものには、他には公募型競争入札があるのですが。公募型と一般競争入札の違いといいますのが、通常は基本的には米子市にまず登録がないと入札参加ができないということにしておりまして、公募の場合は、資格がある方を対象にしています。米子市以外の方でも、登録されている方、業者さんたくさんおられますので。一般競争入札といいますのは、その入札参加の資格自体、米子市じゃなくてもいいという、できる業者をとということで、より条件をゆるくして、広く入札を求めるやり方をする時に、業者さん、業種が非常に特殊で本当に全国ですとか、県内に少ないという場合に、こういう手法をとっています。

竹下委員 今回の奥田委員の発言に関連してですが、このGの105のところなんですけど、当然各営業所とも経歴、工事实績証明から、そういう形を出して、応札するわけですね。

事務局 そうですね。

竹下委員 そうすると、私はこのG社とH社が、過去にどんな工事を請け負っているのか。そういうデータを参考にしてこの金額を出していると思うんですよね。安かろう悪かろうで適当に出したんだと私は思いたくない。小さな業者以外は、信用問題ですから。そうすると、1654万円というのは、本当にその予定されている価格というのが妥当かどうか。逆に思えば疑うんですが、そこらへんは、契約課としてはどうご判断されてますか。

事務局 あくまでも入札契約課は、予定価格というのがありまして、金額だけでの競争の入札という性格がございますので、金額が最低制限価格にかからずに予定価格の範囲内で一番低いところと契約するというルールにのっとってやっておりますので、妥当なんだろうということで、落札ということで、契約ということで業務を行っています。

竹下委員 私が言ってるのは、そういうその企業が過去のデータから出して、そしてこの金額を出してという形になると、予定価格をどこが積算したかはわかりませんが、予定価格の積算に問題があったのではないかという疑いが出てくるわけです。あまりにもこの差が大きすぎるという形は、あまりにも利益が出るのではないか。そういう意味では逆に言うように、私はすべての案件について落札者については、そういう内訳書を添付しない限りは、闇の中でそれはいく。だから、それは予定価格を算出するのが、もう100%ではなくて、それも根拠があって作っているんでしょけれども。そうすると、その予定価格の設定自身が、まず私は誤っているんじゃないかと。

回答はいいです。そういうふうに私はやっぱり、このところ健全な売買単価というのはどうなのかなという形をすれば、安かろう悪かろうではなくて、安くてもできる方法という問題もあれば、それは企業努力をするわけですから。言いましたように、それは一般管理費ゼロ円で内訳書を出してくる企業だってあるわけですから現実には。そういうふうに私は思ってますので、予定価格の積算方法等については、一考を要する時期にきているのかなというふうに考えてますけれども。

松原会長 このGの105というのは、防災安全課の所掌の業務ですね。今日おいでになっておられるでしょうか。

事務局 残念ながら。

松原会長 全然。

事務局 はい。

松原会長 やはり、積算の根拠といいますか、見積もりがたぶんきているわけですよね、これは。委託に対して、これは設計業務です。

事務局 はい。

松原会長 だから、それぞれの企業から積算、この価格の根拠となる見積もりが一緒にくるわけですよね。そういうのを竹下委員は…。794万5000円と1654万円というこれだけの差が出るところをちょっと見てみたいなおっしゃっているんですね。あるいは、その積算根拠は、1654万円ということで入っているんですけども、794万5000円というのものもある。そういうようなところで、もし担当課の方がおられたら、ということだったんですが。わかりました。

- 西村委員 委託の場合には、工事でなければ工事内訳書は求めないと言われると、入札でその金額は出すんですよね。金額はこれです、という数字は出されて。その他には何を入札では提出するんですか。
- 事務局 入札の際には、入札書だけです。その入札に参加するかどうかというのを最初に求めまして、資料ですとか、先ほどから論じられています実績ですとか。
今回これにつきましては、入札説明書の中の業務実績ということで、26年3月末までに単独または共同企業体の代表として防災行政無線デジタル化整備に係る設計業務を委託し、完了した実績を有することということで。以下、技術者さんですとか色々条件もありますが、実績についてはこれを出していただいて、この入札参加者の条件に合えばいいというようにさせていただきますので。これをクリアして入札に及んだ方は、入札書だけです。出していただくのは。
- 西村委員 そうすると、業者が入札の金額として出した一回目に書いた金額の積算根拠はまったくないんですね。
- 事務局 そうですね。求めています。はい。仕様書ですとかを一緒に見ていただいて、こちらの中のこういう業務をこれぐらいの期間でできるかどうか、できる人ということしか求めておりませんので。
- 松原会長 その他、いかがでしょうか。小林委員はいかがでしょう。
- 小林委員 私が抽出させていただいた中には、5ページのNo.145番。145番の建築住宅課さんの工事なんですけれど。こちらが、前回のときに、参加者数の多い人気のある希望型の工事は、最低制限価格すれすれになって、結果的に失格者が増えるというような傾向にあると教えていただいたんですけれども。こちら9社失格ということで、それにしてもすごいなと思いました。状況を見たいなと思いました。抽出いたしました。もし、工事の内容については、入札とは関係ないかもしれないですけれども、米子市の希望型において大人気であるのが、工事はどういう工事であったのかなということが知りたいと思いました。
あと、一方で逆なんですけれど、85番から89番あたりの電気工事と管工事で別だったとは思うんですけれども連続してあるような、似たように私の目からは見えるような工事でも、よくある工事に見えそうなものでも入札不調、随契となっているものがあって、人気があるものと人気がないものの差というのは、今、随契においてはどういうところにあるのかなということを確認しておきたいなと思って、このあたりのものを選びさせていただきました。

はい、では、小林委員さんの方から最初言われた145番ですね。五千石住宅既設建物除去及び駐車場・広場整備工事の参加者数に対して、失格者が多くでているけれどもなぜかというご質問だったと思います。落札率からしますと92.8%、最低制限価格も92.68%ということで、2000円違いですね。7595万円が最低制限価格。落札された業者さんの入れた札が7595万2000円。2000円違いということで、その他の業者さんは、すべて最低制限を下回っていたために失格扱いということなんですけれども。

この工事につきましては、主に解体工事です。それで、この解体工事についての設計積算につきましては、土木工事のような積算単価の多くが標準単価として公表されているものとは違いまして、すべてが標準単価で積算できるものではないということ。ということで、実際米子市としても、参考見積もりを数社から取り寄せて精査して、設計書を組んでおりますし、参加される業者さんもそういった見積書を取り寄せて、最終的に、ぜひ取りたいという希望をされると思うんですけれども。最低制限価格をどのあたりにもっていくかというところで、最終的になぜ失格者が多く出たのかという理由は、読み切れないところがあるんですけれども。各社ともそれぞれ独自に取り寄せて積算をするということで、やはり算出金額にばらつきが出て、結果的に最低制限価格自体が、通常工事は90%前後なんですけれども、こちらの最低制限価格は92.68%という高い設定となっております。それで、失格者が多く出たのではないかというふうに考えております。はい。

それと二つ目の質問です。85番から89番の中学校配膳室の電気と機械の工事がすべて入札不調になった経緯を伺いたいということだったと思います。85番から89番の工事につきましては、米子市の中学校完全給食実施に向けて、給食配膳室に改修するために必要な電気設備工事、または機械設備工事を実施しようとする入札案件でございました。電気工事のB級に向けて2件、管工事のB級に向けて3件発注したんですけれども、結果として入札者が一人もいなかったために入札中止になりました。再募集したんですが、再発注しても一人も一社もなくということで、二回目の中止となったものでございます。

ただ、学校でございますので、夏休み中に主な工事を終わらなければならないという時間的な条件があったものですから、三回目、四回目ですね、改めて入札に費やす時間がないということで随意契約を行ったものです。それで、工事担当課長の方からしていただけるようなところを2社内申しただいて、見積書を出してもらって、予定価格より下で安い業者さん、札を入れたところと随意契約をさせてもらったというところでございます。

それで、なぜこの一連の電気設備2件、管工事3件、同じような時期に5件、入札中止になったかということですね。各業者さんの手持ち工事の兼ね合いなのか、または利益率が低かったのかは、ちょっとわかりかねるんですけれども、昨年8月末にですね、工事関係の関係団体との意見交換がありまして、その中で、B級クラスの500万以下のような工事は、業者さんの方が見積もっても、まったく合わない、割に合わないという。で、市の方はどういった積算方法をしているんですかという質問が出たんですけれども。それにつきましては、その単価については、これは建築系なので公共建築工事積算基準に従いまして、数量の単価や施工状況を考慮して、積算のときの最新物価資料に基づいた単価を採用しております。そういった単価がないものについては、見積もり等によって決定しております。材料費、労務費、機械器具費等複合単価についても、国の基準に従って物価資料、市場単価、営繕工事の標準設計単価等によって、米子市としては積算したものでございます。

ということで、市の方としては適切に設計金額、予定価格を弾いているというふうに思っているんですけれども、業者さんからすると利益率が低くなって、低いとかそういうところで、一連の工事については入札が1社もなかった、そういう経緯でございました。

事務局 補足ですね、85から89までにつきましては、6月3日にまず入札を予定してまして、同じ業種でこの日の入札が5本あったんですけども、うち2本が不調ということで、この不調になった時点で、次に6月17日に同じ内容で3本再入札という格好をとったんですが、そのうち2本が不調だったということで、同時期に5本とか6本ですとか同種の工事、同額であったり、多少何百万か違うというのものもあるんですが、同時期に出す場合にこういう不調が発生する傾向はあります。ですが、金額が低くても入札者があつたりする工事もありますし、同じ日に入札したもので、そのへんなにかその中で、業者さんが選んでおられる状況があるようです。

小林委員 ありがとうございます。ひとつ確認なんですけど、割に合わないというふうに業者さんが感じられているというお話があったんですけども。私が抽出している85番からの見積調書を拝見すると、予定価格があつて、すべてかどうかはわからないですけども、落札価格や見積価格は、予定価格より下で業者さんは出しておられて、最終的に落札価格も予定価格より低いんですけども、これは業者さんの見積価格が、割に合わないけれども低く出されているということですか。

事務局 事の真相はわからないんですが、こちらの方が予定価格として持っている金額がありまして、実際その入札が不調だったために、していただけた業者さんを2社選んで、設計書の金抜きというものを渡して、内容を弾いてもらって、見積書を出してもらった金額が、予定価格より若干下回っている。予定価格をオーバーしていたら、その時点でだめですので。随契ということになると、予定価格という公表はしませんけれども、このように近いときに、2回入札、工事発注をして、それでだめであつて、随契で金抜きの設計書をみて同じような内容であれば、予定価格は、公表されたようなものなかもしれません。それで、最終的に業者さんが、2社の業者さんが、予定価格に近いところなんですけれども、それだけ低いところと契約させてもらったところでございます。はい。

小林委員 わかりました。まだちょっと状況ははっきり私にもわからないんですが、そういう経緯だということは理解しました。はい。

松原会長 はい。その他いかがでしょうか。

では、私の案件はですね。総合評価のところ、No.10と18ですか。これを取り上げてみたいと思います。まず、No.10につきましては、総合評価に対して3社が応札して、そのうち2社が同札でくじ引きになっています。それから、No.18のこれも総合評価ですが、これは1社の応札でして、これはちょっと総合評価の、例えばこの18番、6700万円ですが、1社の応札ということですが、総合評価ということで、これは何とも業者の方の動向によるので、応札者が他と比べると少ないなという感じがするんですが、このあたりはどうでしょうか。

事務局

はい。昨年度平成25年度から入札中止が多発しているという話をさせてもらったんですけども、入札中止が出始めたのが総合評価の土木Aランクさん向けのものであったということでございます。どうしても、技術者さん、手持ちの技術者さんに限りがありますので、入札に参加するのであれば利益率の高いところで、どの案件に手上げをするかというところで、選り好みといいますか、選んでというところで、前みたいに多数の参加者が、入札に参加しているという状況は、最近は少ないです、はい。

それで、例えば今言われた18番なんですけれども、当初2社さんが総合評価、下水道の工事なんですけれども18番。2社さんから申し込みが、総合評価方式による入札なんですけれども、2社あって、そのうちの1社が手上げをした後に辞退届ということで辞退届の理由を確認したところ、技術者を当初配置するようになっていたものが、配置できなくなったと、そういった理由で辞退届が出ました。当然、そういうことはもう1社さんは知りませんし、何社が参加するかわからないということで、そういったところで、もう1社さんは最終的に6700万円という金額を入れられたんで、あとはうちの方としましては、予定価格は当然公表してますので、それ以下ですけれども、最低制限を下回っていないというところで、総合評価ではあるんですけども、1社しかいないということになれば、金額だけではなくて、技術者さんや会社の成績というところにも影響は及んでいないということで金額だけの条件になっていました。それが18番です。

それで、10番の方の案件ですけれども。当初、これも総合評価入札ということで公表いたしましたところ、6社の手上げがあつて指名させてもらったんですけども、その指名以降にですね、3社さんが辞退ということで、都合によって配置できなくなったという理由だったと思うんですけども。3社さんが辞退で、残り3社さんでの総合評価方式の入札となりました。

それで、入札執行表を見ていただければと思うんですけども、表の中の失格基準価格、最低制限価格と一緒になんですけれども、税抜きで3042万2000円ということで、3社さんのうち2社が最低制限価格と同額。で、もう1社さんが1000円だけ違っていると。これは、たぶん積算のときの端数調整の具合で1000円が違って来たのではないかと思います。ただ、総合評価ですので、入札の金額だけではなくて、先ほど言いましたように、その他の評価項目も入れて、最終的に一番点数が高い業者さんが落札というふうになります。ところが、2社の技術者成績、同じ83点です。配置される技術者さんの実績を高くみるのですが、それが無い場合には、平均点であります基礎点83点というのを用意いたします。それと、次の事業者成績、これも83点ということで。その会社さんがその年度の総合評価に参加するときの会社の持ち点といいますか点数です。これが、平均が83点なんですけれども、実際はそれよりも低い会社成績だったために、基礎点の83点を。こちらの方についても、2社の違いがないと。さらに、工事成績の点数でも違いがないですし、その他の評価項目ということで指名停止の減点もなし、それまでの受注実績による減点もなしということで、同じ。すべてが同じ点数になってしまったために、総合評価であってもくじ引きによって落札者が決定したと、そういったケースでございます。

松原会長

総合評価というのは、非常に合理的な、それまでの実績あるいは現状の会社の施工実施能力を評価している方式だと思うんですが。なかなか現状では応札が少ないと。技術者をずっと配置することも。辞退もこういうふうになると、たいへん難しいのではないのでしょうか。

事務局

米子市の案件に手上げをされて、職員を予定していたけれども、場合によっては、よその例えば県のところが取れてしまったので、米子市で予定していたものにつけられなくなったから辞退をしますと。やはり、建設業者さんもぎりぎりのところで、余裕な人材とかもたぶんないと思いますので、そういったところで、一件一件手上げされても実際に入札される前に、よそのところの話が決まったので、米子市の案件はだめです、配置できませんので辞退させてくださいというそういった辞退も結構ございます。

竹下委員 ちよっと仕組みが…。応札の場合は書面があるんですね。
この案件については私の方も参加しますという状況は、どういう形であるんですか。口頭ですか。

事務局 米子市の場合にはですね、工事希望型入札の場合には、市のホームページに載せます。それで、例えば土木A向けとか、建築B向けとかそういったところで、その対象業者さんが参加できるんですけども。中身を見られて向かってみようといったときには、ファックスによる申し込みをされます。その際、簡単な審査をするんですけども、配置予定技術者がひよっとしたら他の工事についているのではないかと、そういった簡単なチェックをするんですけども。それで、市の方はいついつ受け付けましたよということで、とりあえず返しまして、その後、最終的に指名通知をうちの方からファックスをします。それでその後、あとは入札日の前日までに、郵便入札ですと入札書を前日にうちの方に出してもらって、そういう流れです。

竹下委員 そうしますと、入札に参加するというそういう状況では、指名をした、手上げをしたというのはファックスが届きますから、何日付というのはわかりますよね。

事務局 はい、そうですね。

竹下委員 それと、辞退というのは口頭ですか、書面ですか。

事務局 辞退届をファックスなり、持参なりで出してもらってます。

竹下委員 結局、今こういう辞退者が増加をしたり、それから不調に終わるということであれば、入札業者を市内の業者優先ではなくて、もう少し入札資格を緩和して、広げたらどうですか。結局、不調にいけば、要するに誰も手をあげなければ不調になるので、再入札でやると。そうしたら、もうあとは随契で一方的に当事者間で決まってしまう。私が業者だったらそうやりますよね。だいたい談合とかで金額によって決まってるわけですから、そうすると市内をみましたらAランクがどれだけだというのはわかるわけ。そこだけはいくらでも調整できると思うんですよね。

だから、私は今そこらへんで全国的に不調が続いているということで、そういうエリアの見直しという形もせざるを得ない。というのが、完成期日が迫られている状況になくて、どうしてもそれに間に合わせなければならない、最悪の場合は、予算を消化しきれなくてまた議会で返さなくてはいけないというそういう状況がでてくるので、それであればもう少し広げたらどうですか、という意見を出だしつつある状況なんですよ。だからそこを考えないと、いまの枠の中でやっている限りは、必ずこういうのはますます増大をしていくという状況は、もう火を見るより明らかだと、私は考えているんです。

だから、ここの執行表の中でですね、まず、指名業者をいつ指名をしたのかという日にちと、辞退について、いつ辞退届が出てきたのかという日にちを明記してください。そうすると、どの業者が、いつもだいたい手上げをして、そして、辞退をしてという状況が推察できると私は思うんです。それは、出した辞退の一覧表を出して欲しいというのは、そういうのも含めて、とりあえずそういう形では、発注者としても困るだろうし。まさに今は、発注者の権益ではなくて、請負業者側の権益みたいな、要するに逆転をしている状況なんですよ。

そうすると、指名入札そのものも指名方式がいいかどうか、指名自体がだいたいわかるんですから、もうここは時代のすう勢の中では、私は見直してもいいんじゃないか、指名を受けたとしても、談合を行いやすい温床になっているんですよ。指名をしなれば、誰が来るかわからない状況ですから、しかもそのエリアを緩和すれば、要するに状況としては、競争入札の本来の役割を果たすのではないかと。残念ながらそういう点では限られた期間の中で受注した工事を完成させるというのが、まず発注する側と、そして請け負う業者も、それが必須条件だと私は思うんですね。まあ、そこらへんを一度検討する時期にあるのではないかと、うふうに考えております。

竹下委員 もう一点。ちょっとこれとは離れますが、追加工事等が発生をしていると思うんですよね。ところが今まで追加工事の金額、案件はちょっとみたことがなくて、それが受注工事金額の範疇で収まっているのか、どうなのか。で、何を言いたいかというと、清算をやったというのが1件もでてないですよ。通常の場合だったら、本来で言えば、これだけこの工事で受けましたけれども、当社は当初の見積もりより安くあがったので、これだけお返ししますという形はなくて、もうその金額だけを取って、返納はないんですが。追加工事については、おそらく現場監督者がこの間で、これは追加になるのか、これは現有の工事の中で処理すべきなのかという形が決まると思うんですよね。

そして、もうひとつ事例をあげると、起工式における神社、神主のお祓い等については、米子市はどのようになっているんですか、業者の責任であるんですか、その金額を結局は工事の中に入れるんですか。二点ちょっと聞いてみるんですが。

事務局 まず、最初の追加変更ですとかあってしかりなのに、うちの方がお話ししてるものでは、読み取れないんだけど、ということだと思うんですけれども。うちの方が、今までそうなんです、資料に出しておりますのが、契約日がこの期間の中に入っていて、ですので最初に落札されて、税額をかけたものの金額しか載せておりませんので、このあと増減のあったものは出してないです。作っていないというのが…。

竹下委員 だから当然、設計変更、その他は発生してると思うんですよね。

事務局 そうですね。どれがということではないんですが。通常最後の清算ですとか。だいたい少額のものがあったりするんですが、大きいものは途中、3割を越える変更ですとかということもありますので、その後については、変更の事象があった場合に変更ということになっておりますので、今、お手元にある資料の契約金額は、あくまでも、最初の入札時に落札されて契約をした。最初の変更があったとしても、当初の契約金額ということで、というものしかお出ししておりませんので。中には変更はあります。多数あります。

竹下委員 そうすると、うがった見方をすると、まあ、そういうのはないかもしれませんが、現場での設計変更をされる工事の変更に伴う金額というのは、まったく市民はお目にかかることはできないですよ。工事完成金額というのは、要するに当初の契約金額プラスいくらという形でしか処理できないと思うんですが。

事務局 そうですね、公表の、うちの方の窓口にありますのが、落札された結果、入札の結果ということで、お出ししておりますので、その後変更があったとしても、変更の結果ということでは出しておりませんので。はい、通常では目に触れることはないのではないのでしょうか。

竹下委員 ということは、追加工事に伴うものは、落札工事金額の30%以内であれば、現場で処理する。

事務局 いいえ、必ず設計から変更箇所は、必ず変更設計というのがあがってきますので、それをもって変更の手続きということで、必ず書面といいますか、根拠のあるものがきて、それをもって変更するということになっています。

基本的には3割を超えるものにつきましては、別契約でしなさいというような国の指針がありまして、それに基づいておりますが、ただどうしても分けられない維持ですとか、そういうものについては、分けられないという理由をつけて3割を超えても変更ということを出しています。

竹下委員 それは、変更工事も現存するということですね。もう一点の方はどうですか。

事務局 起工式、地鎮祭とか、そういうことですか。

整備課 下水道部ですけれども。一般的にそうだと思いますけれども、積算上そういうものは当然見ておりません。業者さんが自前でもってやられるのが、一般的だと考えております。

竹下委員　　まあ、政教分離からいって神主さんに払うお祓い料を税金で出すという訳には
いけないと思うんですけれども。ということは逆に言うと、そういう地鎮祭、お
祓い等については、業者がするしないは発注者側としては関与しない。強要もし
ないということですね。

整備課　　たぶんですけれども、そういった地鎮祭はですね、建築系だと思います。土木
工事において、たぶん一般的にそういうのはやっていないと思います。私の例だ
と土木工事でやったのはですね、例えば墓を移転するとかですね、記念碑があ
ってですとか無縁仏さんがあってですね、そういうのを動かすときに、業者さん
がですね、相談されて、それはやった方がいいのではないかというようなお話を
させていただいたことはありますけれども、一般的に土木工事では、やる例とい
うのは非常に少ないと思っております。

建築住宅課　建築住宅課ですけれども、建築工事につきましては、地鎮祭というのはされる
ことはありますけれども、これについては、先ほども入札契約課の方から話があ
りましたように、経費等でみていることはもちろんありません。それと、実際に
地鎮祭等をされることについては、あくまでも業者が任意でされるということ
であって、市の方からやってくださいというようなことを求めることはありません。

竹下委員　　了解しました。

松原会長　　その他いかがでしょうか。特にございませんでしょうか。それでは、一応2時
間になろうとしてますので。別の件に関する審議につきましてはどうでしょうか。
三点目にその他というのがございますが、それは事務局の方から。

事務局　　事務局の方からは特段お話する予定はしておりません。

竹下委員　　25年の下期の分の抽出した案件の資料はいただけるのでしょうか。
今日、議論するのは資料がないので、できないんですけれども。

事務局　　はい、平成25年度の下期分の色々な入札結果通知とかですね、そういった資
料がいただけないかということですよ。印刷、コピーすれば。原稿はあるんで
すけれども、はい。時間をいただければ。すみません。ちょっと今すぐにはでき
ないようです。

竹下委員　　後日でも…。

事務局　　はい、会の冒頭で入札の辞退関係の話、資料がございまして。すぐにでも作り
たいとおっしゃったんですけれども。次回でもいいと言われたんですけれども、
それも作って、下半期の中間資料も作って、後日郵送させてもらいたいと思いま
す。

竹下委員　　じゃあ、25年度下期のとき、一点だけお頼みしたいんですが、No.113。こ
れ25年の下期の分です。ここで私が言ったのが、ほぼ同一箇所における改良工
事市道富士見町だと思いますが、これが二つに分断されているんですね。同時期
で。質問を出しました回答が、施工箇所を分離し別々に発注することにより、工
期内で工事を完成させるためというふうになっておりますが、業者が同一業者で
あって、要するにその距離が長ければ長いほど逆の回答になってるんですが。違
う業者であれば、それは秀吉がやったように分担をしてやれば、工期内でちゃ
んと収まるんですが、これは矛盾した見解じゃないでしょうか。ちょっとその点
をお尋ねしたいのですが。

維持管理課　先ほどのご質問ですが、今言われたとおり工期を短縮したために二工区に分割
した。それを同じ業者が取って、ということでしたね。

竹下委員　　そうです。

維持管理課　　同じ業者が取っても、二つ入っておりますので。ですから、工期短縮には十分
努力しております。

竹下委員 ということは、その二つの工期が長すぎるという形じゃないんですか。人員をたくさん投入するから期限内で収まるという、そういうことです。それであつたら、二つに分けなくて一つでいいんじゃないですか。

維持管理課 最初から同じ業者が取るとは想定しておりませんので、私どもは。一つの工区で発注するより、二つに分割したほうが早くできるという判断で発注しております。

竹下委員 ということは、参加者数がまだ多く来るであろうということであつたわけですね。で、結果的には一社しか来ていない。そういうことですね。

維持管理課 結果的には。結果的には一社が両方とも取つたということですね。

竹下委員 わかりました。結果的に。でも、これは逆にいうと、金額を分離をする方がいいんじゃないですか。2700万円というのはBランクですか、Aランクですか。

事務局 Aランクです。

竹下委員 Aランクですか。この場合は、結果がそうだったということですね。

松原会長 先ほどの話のところに戻りますと、25年度の抽出案件については後日郵送で。

事務局 はい、申し訳ございませんでした。

松原会長 それに基づいて、また、皆さんの方から色々あるかと思うんですけども。それは、また次回の審議ということでよろしいでしょうかね。

事務局 はい。

松原会長 はい、それでは、今日の審議案件につきましては、ひととおりで終わりました。委員の皆さんよろしいでしょうか。それでは、事務局の方にお返しします。

事務局 はい、ありがとうございました。申し訳ございません。今の話、資料が不十分でした。委員さんの方から言われておつた資料ができていなかったり、十分な答えができなかったかもしれせんけれども、宿題のあつた部分につきましては、鋭意努力をして早い時期に出したいというふうに考えております。

 それでは、平成26年度の入札契約審議会を以上で終わります。本日はどうもありがとうございました。